

## 共生社会の実現と社会参加

学校長 森下伊一郎

4 月から「障害者差別解消法」が施行されます。これは、「障害者基本法」の差別禁止の基本原則を具体化するもので、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者の差別を解消することを目的として制定されました。

学校では、合理的配慮の提供ということが特に重要ですが、スポーツの分野や職場で働くに当たっての支障など、障害及び社会的障壁など障害者が継続的に日常生活や社会生活で受ける制限等を取り除こうとするものです。

この背景にあるのは、「障害者権利条約」の批准です。批准のための条件として、教育ではインクルーシブ教育システムの構築が求められました。これは、人間の多様性の尊重等を強化し、自由な社会に効果的に参加することを可能にするのが目的であり、障害のある者となない者が共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で最も確に定める指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要とされています。そして、このことが明記され、今後の特別支援教育をすすめていくための指針となるものが、平成 24 年の「共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」という中教審報告なのです。

これらの大きな動きの中で特に重要な点は、日本がめざすのは「共生社会」の実現であり、その社会に障害者が効果的に「参加する」ことが目的だということです。そのための差別解消法やインクルーシブ教育システムなのです。

「共生社会」とは、「これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それ

は、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である」と国は言っています。このような社会をめざすために法整備がされ、取り組んでいく方向が示されてきたのです。私たちも、共生社会の形成にむけて、できることを精一杯考え、取り組んでいく必要があります。

交流及び共同学習は、本校児童生徒が地域の学校等で共に学ぶことですが、お互いに理解を深め、将来の自立を支えてくれる将来の大人を育てることもつながります。社会人に一番近い高等部生が高校生と交流及び共同学習を積み重ねることは共生社会を支える人を育てるといふ点でとても重要な教育活動です。

一方社会に参加するために必要な力を、特別支援学校を始め学校教育で培っていく必要があります。それが自立の力を育てることです。経済的に独り立ちする事だけが自立ではなく、それぞれの個性や能力に合ったそれぞれの参加の仕方を考え、自立をめざし、持てる力を精一杯に伸ばしていくことが重要なことです。

障害者差別解消法の趣旨を十分理解するとともに、障害のある子どもが自立と社会参加できるよう、それぞれの目標を明確にして、生活につながる力を学校でつけていきたいと考えます。下図(左:EQUAL と右:FAIR)

